

東京都予防のための子供の死亡検証（CDR）
多機関検証ワーキンググループ設置要領

令和5年8月28日5福祉子家第 28号

令和6年2月22日5福祉子家第1934号

最終改正 令和6年10月17日6福祉子家第1636号

第1 目的

この要領は、東京都予防のための子供の死亡検証（CDR）実施要綱第3の3の規定に基づき設置する多機関検証ワーキンググループの運営について、必要な事項を定めるものである。

第2 実施内容

多機関検証ワーキンググループの実施内容は、以下のとおりとする。

- (1) 検証が必要な事例の選定
- (2) 個別事例における検証（個別検証）
- (3) 複数事例にまたがる死因等の検証（概観検証）
- (4) 公表資料に基づく死因の傾向等の分析
- (5) その他必要な事項

第3 会議の構成及び委員任期

多機関検証ワーキンググループは、別表に掲げる機関・団体等から、推薦された委員をもって構成する。

また、委員の任期は、委嘱又は任命の日から、委嘱又は任命の日の属する年度の3月31日までとする。

なお、委員は再任を妨げず、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4 開催

多機関検証ワーキンググループは、必要の都度東京都が招集し、開催する。

第5 会議の公開等

多機関検証ワーキンググループは、個人情報の保護の観点から、非公開とする。

第6 守秘義務

委員は、正当な理由なく、会議の内容及び会議の職務に関して知り得た個人情報を漏らしてはならない。

第7 事務

多機関検証ワーキンググループの事務は、東京都福祉局子供・子育て支援部家庭支援課において行う。

なお、事務の一部を民間に委託することができる。

第8 関係者からの意見聴取等

多機関検証ワーキンググループは、必要があると認めるときは、委員以外の者から意見を

聴取できるほか、多機関検証ワーキンググループへの出席を求めることができる。

第9 その他

その他必要な事項は多機関検証ワーキンググループで協議の上、決定する。

付 則（令和5年8月28日5福祉子家第28号）

この要領は、令和5年8月28日から施行する。

付 則（令和6年2月22日5福祉子家第1934号）

この要領は、決定の日から施行する。

付 則（令和6年10月17日6福祉子家第1636号）

この要領は、決定の日から施行する。

別表

区分	機関・団体等
医療	国立研究開発法人国立成育医療研究センター
	地方独立行政法人東京都立病院機構
	東京都監察医務院
警察	警視庁刑事部
	警視庁生活安全部
消防	東京消防庁防災部
	東京消防庁救急部
保健	東京都保健医療局保健政策部
教育	東京都教育庁総務部
児童 福祉	東京都児童相談所